

電子提供措置の開始日 2026年6月1日

第 123 期 定 時 株 主 総 会 そ の 他 の 電 子 提 供 措 置 事 項 （ 交 付 書 面 省 略 事 項 ）

【事業報告】

- 1 当行の新株予約権等に関する事項
- 2 財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方
に関する基本方針
- 3 業務の適正を確保する体制
- 4 特定完全子会社に関する事項
- 5 親会社等との間の取引に関する事項
- 6 会計参与に関する事項
- 7 その他

【計算書類】

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

【連結計算書類】

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表

（ 2025年4月 1日から
2026年3月31日まで ）

株式会社 栃木銀行

上記の事項につきましては、法令及び当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

2. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

3. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、「行是」「経営理念」の精神を尊重し、「取締役行動規準（取締役会規程付則）」「取締役の責務（コンプライアンス・マニュアル）」等を具体的な行動規範として活用する。
- ② コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。
- ③ 「法令等遵守規程」をはじめとするコンプライアンス関係規程や本支店の組織体制を整備し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、全職員にコンプライアンスの重要性について徹底する。
- ④ 事業年度毎の具体的な「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動を実施する。
- ⑤ 不正行為に関する通報を受け付ける内部通報制度を設け、業務の健全性・適切性を確保する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定める。
- ② 取締役の職務執行に関する情報については、法令及び「文書取扱要領（文書の保存及び管理に関する当行要領）」等に基づき、取締役会議事録及びその他の文書等を保存・管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理規程体系を整備する。
- ② 各種リスクの種類毎に管理担当部署を定め、リスク特性に応じた管理体制を構築し、総合的な管理を行う統括部署を定める。
- ③ 取締役会及び経営会議等では、定期的に報告を受けるとともに必要な決定を行う。

- ④ 大規模災害等の不測の事態を想定した「コンティンジェンシープラン」等を策定し、業務継続性確保のための体制を整備・構築する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定の迅速化とプロセスの明確化を確保するため「経営会議」等を設置し、重要事項についての意思決定を効率的に行う体制を構築する。
- ② 執行役員制度により、経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化を図る。
- ③ 「業務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し業務執行における各職位の権限と責任を明確にし、効率的な職務執行体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・ 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当行の子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループ）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規程」に基づき、当行主管部が協議・報告を受けるとともに、関連会社業務の執行に際して適切な管理・指導を行う体制とする。
 - ② 当行のコンプライアンス規程等に準じて諸規程を定め、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当行グループとして適正な体制が確保されるように努める。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適正な人員を配置し補助業務への従事体制を確保する。
- ② 当該使用人の人事に関する事項については監査役の同意を得る。
- ③ 必要に応じて内部監査部門を中心とした関係各部門がサポートする体制を構築する。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 監査役の要請に応じて監査に必要な報告及び情報提供を行う体制を構築する。
- ② 業務の健全性・適切性を確保するため、内部通報制度等に基づき、監査役へ報告する。
- ③ 内部通報制度に基づき報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

(8) その他当行の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役に対する内部監査部門をはじめ各部門の協力補助体制を構築する。
- ② 監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる事が出来る体制を構築する。
- ③ 監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署においてその効率性及び適正性に留意し、速やかに当該費用等処理する。
- ④ その他、取締役及び使用人は「監査役会規程」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めのある事項を尊重する。

また、当期（2025 年 4 月から 2026 年 3 月まで）中における内部統制決議の運用状況の概要は次の通りです。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、当期コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス活動を実施しました。またコンプライアンス委員会を当期 13 回開催し、コンプライアンス体制の整備・維持を図りました。

（２）当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当行ではセキュリティポリシー及び文書取扱要領等に則り、取締役会議事録等の文書を保存・管理しました。

（３）当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A L M委員会等では、各リスク管理所轄部署から定期的に各種リスクの状況等の報告を受け必要な決定を行っております。当期はA L M委員会を 18 回開催しました。

2017 年 6 月、有価証券等の運用における安定収益の持続的な確保とガバナンス強化を図るため、A L M委員会の機能を一部移管した市場運用委員会を新設し、当期は市場運用委員会を 31 回開催しました。

（４）当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期において経営会議を 61 回開催し、所定の事項について効率的な意思決定を行いました。

ガバナンス会議においては当期 9 回開催し、社外取締役及び社外監査役が取締役会における議論に積極的に貢献するために独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を行いました。

また、サステナビリティ推進委員会を当期 2 回開催しました。これは当行のサステナビリティに係る課題への対応を経営の重要事項として取組むために、具体策を検討・策定するとともに実施状況の把握と効果検証を行い、経営理念とサステナビリティ方針を実現することを目的としています。

（５）当行の子会社の諸体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は定期的に子会社・関連会社と意見交換会を開催しており（当期 4 回開催）、業務の執行に際して適切な管理・指導を行いました。

（６）当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行は、監査役の監査業務の強化を目的として監査役室を設置しており、監査職務を円滑に執行し、且つ内部監査部門との連携強化のため、監査部の職員 1 名を監査役室兼任として配置しております。

（７）当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

2015 年 10 月より行内通報窓口として常勤監査役を追加し、さらに 2019 年 1 月より社外監査役 2 名を追加し、コンプライアンス体制を強化しております。

（８）その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査役は、当期中の取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しました。

また、当行の監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い、相互の連携を図りました。

4. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

6. 会計参与に関する事項

該当ありません。

7. その他

該当ありません。

第 1 2 3 期 (2 0 2 5 年 4 月 1 日 から
2 0 2 6 年 3 月 3 1 日 まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	27,408	26,150	26,150	1,745	106,987	△ 14,678	94,054
当期変動額							
剰余金の配当						△ 1,628	△ 1,628
別途積立金の取崩					△ 17,000	17,000	－
当期純利益						8,021	8,021
自己株式の取得							
土地再評価差額金の取崩						13	13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	△ 17,000	23,405	6,405
当期末残高	27,408	26,150	26,150	1,745	89,987	8,727	100,459

	株 主 資 本		評価・換算差額等				純資産 合計
	自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	△ 2,288	145,325	△ 6,627	1,108	△ 661	△ 6,181	139,144
当期変動額							
剰余金の配当		△ 1,628					△ 1,628
別途積立金の取崩		—					—
当期純利益		8,021					8,021
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分	134	134					134
土地再評価差額金の取崩		13					13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 317	2,613	△ 13	2,283	2,283
当期変動額合計	134	6,539	△ 317	2,613	△ 13	2,283	8,823
当期末残高	△ 2,153	151,865	△ 6,945	3,722	△ 674	△ 3,897	147,967

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
その他	4年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先	：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻懸念先	：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要管理先	：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
要注意先	：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定または財務内容に問題があるなど、今後の管理に注意を要する債務者
正常先	：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の一定期間における平均値に基づき決定した予想損失率を乗じて計上しております。なお、大口の破綻懸念先に対する債権については、債務者ごとの回収可能性を見積り、予想損失率に基づき算定した貸倒引当金に対して必要と認められる追加的な引当額を計上しております。破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,455百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
- ただし、嘱託・臨時従業員への退職給付については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 役員株式給付引当金
役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（社外取締役は除く）への当行株式の交付に備えるため、取締役に対する株式給付債務の見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じた処理をしております。
- (6) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (7) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。
6. 収益の計上方法
顧客との契約から生じる収益の計上基準
顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。
- ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
- 顧客との契約から生じる収益のうち、投資信託の販売等に係る手数料収入等については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、カード年会費収入等、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。
- なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。
7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. ヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象であるその他有価証券に区分している固定金利の債券から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。
- ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 10,736百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当行は、貸出先の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、貸出先ごとにその債務者区分（正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を決定し、「重要な会計方針」の「5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等をもとに定例及び随時の見直しを行っておりますが、業績不振や財務的な困難に直面している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営改善計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等の変化により、翌事業年度において貸倒引当金は増減する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響については、2021年3月期よりその影響を見積り、予想損失率の必要な修正を行っていましたが、当事業年度末において、予想損失率の必要な修正は不要と判断しております。これにより、前事業年度末の予想損失率の必要な修正による貸倒引当金442百万円は、全額取り崩しとなりました。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等の変化により、翌事業年度において貸倒引当金は増減する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 7,341 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針26号）に基づく企業分類に応じて、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のスケジュールの結果、その回収可能性を判断し計上しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当行の事業計画及び中期経営計画を基礎としております。この見積りについては、過去実績や足元の事業環境、事業方針を考慮しており、貸出金平均残高及び利回り、有価証券平均残高及び利回り、預金平均残高及び利回り並びに役務取引等収益のほか、与信関連費用の見通しや、政策金利の見通し等を主要な仮定としております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

将来の金融経済環境の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における繰延税金資産に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(株式給付信託を利用した業績連動型株式報酬制度)

当行は、当行の取締役（社外取締役を除く）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、役員株式給付引当金の算出方法については、「重要な会計方針」の「5. 引当金の計上基準 (5) 役員株式給付引当金」に記載しております。

① 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

② 本信託に残存する当行株式

本信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、276百万円及び960千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,224 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,666 百万円
危険債権額	45,635 百万円
要管理債権額	2,565 百万円
三月以上延滞債権額	53 百万円
貸出条件緩和債権額	2,512 百万円
小計額	50,867 百万円
正常債権額	2,431,824 百万円
合計額	2,482,691 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,185百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	44 百万円
有価証券	70,150 百万円
貸出金	100,000 百万円
その他の資産	1 百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,056 百万円
借用金	42,500 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券10,062百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金590百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、354,120百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが337,537百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,290百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 24,443 百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 429 百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は20,467百万円であります。
10. ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1) リース資産の内容
①有形固定資産
主として、事務機器等であります。
②無形固定資産
ソフトウェアであります。
(2) リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 16 百万円
12. 関係会社に対する金銭債権総額 8,336 百万円
13. 関係会社に対する金銭債務総額 5,082 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
資金運用取引に係る収益総額 101 百万円
役務取引等に係る収益総額 435 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額 58 百万円
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額 2 百万円
役務取引等に係る費用総額 220 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額 1,108 百万円
2. 関連当事者との間の取引
(1) 親会社及び法人主要株主(会社等に限る。)等
該当ありません。
(2) 子会社等及び関連法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 とちぎんリーシング	所有 直接49.7% 間接50.3%	保証 取引 関係	当行住宅 ローン等の 保証取引	48,995	—	—

(注) 当行の住宅ローン等に対する保証を受けております。保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。取引金額は、当事業年度末の保証残高を記載しております。

- (3) 兄弟会社等
該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主(個人の場合に限る。)等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金 (百万円)	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (注2)	科目	期末残高
役員	亀岡晶子	—	被所有 直接0%	当行 取締役	資金の貸付 利息の受取	14 0	貸出金	13
役員の 近親者	亀岡晶子の 近親者	—	—	融資先	資金の貸付 利息の受取	62 0	貸出金	59
役員の 近親者	福田稔の近 親者	—	—	融資先	資金の貸付 利息の受取	10 0	貸出金	9
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	アルプス設 備工業株式 会社 (注3)	20	—	融資先	資金の貸付 利息の受取	39 0	貸出金	—
	株式会社 武尊 (注4)	20	—	融資先	資金の貸付 利息の受取	121 1	貸出金	121
	弁護士法人 はたか総合 法律事務所 (注4)	1	—	融資先	資金の貸付 利息の受取	30 0	貸出金	24
	株式会社ケ ア&スポー ツ (注5)	1	—	融資先	資金の貸付 利息の受取	21 0	貸出金	20

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付につきましては、市場金利等を勘案して利率等の取引条件を合理的に決定しております。
2. 資金の貸付の取引金額は、期中平残を記載しております。
3. 当行取締役会長黒本淳之介の近親者が議決権の過半数を所有しております。当行取締役会長黒本淳之介が退任する2025年6月までの取引を記載しております。
4. 当行取締役亀岡晶子の近親者が議決権の過半数を所有しております。
5. 当行取締役須藤幸昌の近親者が議決権の過半数を所有しております。当行取締役須藤幸昌が就任した2025年6月からの取引を記載しております。

3. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(グルーピングの方法)

営業用店舗は原則として営業店単位で、遊休資産は各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

地域	主な用途	種類	減損損失
栃木県内	営業用店舗 1 カ所	土地・建物・その他の有形固定資産	61 百万円
埼玉県内	営業用店舗 1 カ所	建物・その他の有形固定資産	8 百万円
合計	—	—	70 百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

営業キャッシュ・フローの低下及び店舗移転等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額70百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価等を基準に土地の形状等に応じた価額の調整を行い評価した額又は不動産鑑定評価基準に準じた方法により算出した評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	5,942	0	467	5,475	(注)1, 2, 3
合計	5,942	0	467	5,475	

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求0千株によるものであります。
 2. 自己株式の株式数の減少は、株式給付信託 (BBT) の権利行使に伴う減少467千株によるものであります。
 3. 自己株式の当事業年度末株式数には、株式給付信託 (BBT) が所有する当行株式960千株が含まれております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2026年3月31日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券(2026年3月31日現在)
該当事項はありません。

3. 子会社等株式及び関連法人等株式(2026年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社等株式	2,974
関連法人等株式	—
合計	2,974

4. その他有価証券(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	8,705	4,153	4,551
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	7,975	7,240	735
	外国証券	—	—	—
	その他の証券	7,975	7,240	735
	小計	16,681	11,394	5,287
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	1,546	1,655	△ 109
	債券	380,618	395,464	△ 14,845
	国債	271,016	279,786	△ 8,770
	地方債	62,227	66,988	△ 4,761
	社債	47,374	48,688	△ 1,313
	その他	16,214	16,800	△ 585
	外国証券	7,829	8,000	△ 170
	その他の証券	8,384	8,800	△ 415
	小計	398,379	413,920	△ 15,541
合計		415,060	425,314	△ 10,254

※ 金利リスク低減を目的とする金利スワップによる繰延ヘッジ損益(税効果会計適用前)は、5,425百万円あり、その他有価証券評価差額金との合計は△4,828百万円です。

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	661
組合出資金	4,545
合計	5,207

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。
6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。
7. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	867	473	37
債券	84,337	38	2,128
国債	84,337	38	2,128
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	12,283	276	130
外国証券	-	-	-
その他の証券	12,283	276	130
合計	97,488	788	2,296

8. 減損処理を行った有価証券
 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
 当事業年度における減損処理額は、36百万円（うち、社債36百万円）であります。
 時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の有価証券の銘柄について当事業年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、30%以上50%未満下落した銘柄については、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。なお、資産の自己査定における有価証券の発行会社が破綻懸念先以下の場合には時価が取得原価に比べ下落した有価証券について減損処理を実施しております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (2026年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の (百万円)
その他の金銭の 信託	463	463	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注1)	7,588 百万円
貸倒引当金	4,711
賞与引当金	242
減価償却費	702
固定資産減損	411
有価証券償却	148
未払事業税	145
その他有価証券評価差額金	3,293
その他	1,241
繰延税金資産小計	18,486
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注1)	△ 4,624
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 3,263
評価性引当額小計	△ 7,887
繰延税金資産合計	10,598
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	1,703
前払年金費用	1,553
繰延税金負債合計	3,256
繰延税金資産の純額	7,341 百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	7,588	7,588
評価性引当額	—	—	—	—	—	△ 4,624	△ 4,624
繰延税金資産	—	—	—	—	—	2,963	(※2) 2,963

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金は7,588百万円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産2,963百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と判断しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 3. 注記事項 (収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,420 円 95 銭
1 株当たりの当期純利益金額	77 円 14 銭

(注) 当行は、株式給付信託 (BBT) を導入しております。

※1 1 株当たり純資産額の算定において、当該信託に残存する当行株式を当期末の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。

なお、控除する自己株式に含めた当該株式数は当事業年度末960千株であります。

※2 1 株当たり当期純利益金額の算定において、当該信託に残存する当行株式を普通株式の期中平均株式数の計算で控除する自己株式に含めております。

なお、控除する自己株式に含めた当該株式の期中平均株式数は当事業年度1,102千株であります。

〔 2025年4月 1日から
2026年3月31日まで 〕 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	27,408	30,036	96,419	△ 2,288	151,576
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,628		△ 1,628
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,289		8,289
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分				134	134
土地再評価差額金の取崩			13		13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	6,673	134	6,807
当期末残高	27,408	30,036	103,092	△ 2,153	158,384

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	土地再評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△ 6,618	1,108	△ 661	6,084	△ 87	1,604	153,093
当期変動額							
剰余金の配当							△ 1,628
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,289
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							134
土地再評価差額金の取崩							13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 330	2,613	△ 13	2,676	4,947	105	5,052
当期変動額合計	△ 330	2,613	△ 13	2,676	4,947	105	11,860
当期末残高	△ 6,948	3,722	△ 674	8,761	4,859	1,710	164,954

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

株式会社 とちぎんビジネスサービス
株式会社 とちぎん集中事務センター
株式会社 とちぎんカード・サービス
株式会社 とちぎんリーシング
とちぎんT T証券 株式会社
株式会社 クリーンエナジー・ソリューションズ

② 非連結の子会社及び子法人等 5社

会社名

株式会社 とちぎんキャピタル&コンサルティング
とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合
とちぎ地域活性化2号投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 5社

会社名

株式会社 とちぎんキャピタル&コンサルティング
とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合
とちぎ地域活性化2号投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人2号投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の連結会計年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日

6社

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先	：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻懸念先	：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要管理先	：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
要注意先	：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定または財務内容に問題があるなど、今後の管理に注意を要する債務者
正常先	：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の一定期間における平均値に基づき決定した予想損失率を乗じて計上しております。なお、大口の破綻懸念先に対する債権については、債務者ごとの回収可能性を見積り、予想損失率に基づき算定した貸倒引当金に対して必要と認められる追加的な引当額を計上しております。破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,480百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（社外取締役は除く）への当行株式の交付に備えるため、取締役に対する株式給付債務の見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じた処理をしております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券又はデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、連結される子会社及び子法人等が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

ただし、当行の嘱託・臨時従業員への退職給付については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、契約に基づきリース料を収受する日に、受取リース料をリース収益として計上し、元本回収相当額（受取リース料から利息相当額等を差し引いた額）を売上原価として計上しております。

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益のうち、投資信託の販売に係る手数料収入等については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、カード年会費収入等、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

(15) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象であるその他有価証券に区分している固定金利の債券から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 11,221百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当行グループは、貸出先の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、貸出先ごとにその債務者区分(正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を決定し、「2. 会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等をもとに定例及び随時の見直しを行っておりますが、業績不振や財務的な困難に直面している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営改善計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等の変化により、翌連結会計年度において貸倒引当金は増減する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響については、2021年3月期よりその影響を見積り、予想損失率の必要な修正を行ってりましたが、当連結会計年度末において、予想損失率の必要な修正は不要と判断しております。これにより、前連結会計年度末の予想損失率の必要な修正による貸倒引当金442百万円は、全額取り崩しとなりました。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等の変化により、翌連結会計年度において貸倒引当金は増減する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 3,422 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針26号)に基づく企業分類に応じて、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のスケジューリングの結果、その回収可能性を判断し計上しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当行の事業予算及び中期経営計画を基礎としております。この見積りについては、過去実績や足元の事業環境、事業方針を考慮しており、貸出金平均残高及び利回り、有価証券平均残高及び利回り、預金平均残高及び利回り並びに役務取引等収益のほか、与信関連費用の見通しや、政策金利の見通し等を主要な仮定としております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

将来の金融経済環境の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における繰延税金資産に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(株式給付信託を利用した業績連動型株式報酬制度)

当行は、当行の取締役（社外取締役を除く）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」という。)を導入しております。なお、役員株式給付信託引当金の算出方法については、「2. 会計方針に関する事項」の「(9) 役員株式給付引当金の計上基準」に記載しております。

①本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

②本信託に残存する当行株式

本信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、276百万円及び960千株であります。

3. 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結される子会社及び子法人等の株式(及び出資金)を除く)は266百万円であります。
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)等により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券であり、(再)担保に差し入れている有価証券は2,093百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,826 百万円
危険債権額	45,703 百万円
要管理債権額	2,565 百万円
三月以上延滞債権額	53 百万円
貸出条件緩和債権額	2,512 百万円
小計額	51,095 百万円
正常債権額	2,426,018 百万円
合計額	2,477,114 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,185百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	44 百万円
有価証券	70,150 百万円
貸出金	100,000 百万円
その他資産	1 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,056 百万円
借用金	42,500 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券10,062百万円、その他資産1,296百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金612百万円が含まれております。

- 6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、352,654百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが333,049百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出してあります。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,290百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 28,883 百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 817 百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は20,467百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益771百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,370百万円、株式等売却損37百万円を含んでおります。
3. 「その他の業務費用」には、国債等債券売却損2,258百万円を含んでおります。

4. 減損損失

当行グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

(グルーピングの方法)

営業用店舗は原則として営業店単位で、遊休資産は各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

地域	主な用途	種類	減損損失
埼玉県内	営業用店舗1カ所	建物・その他の有形固定資産	8 百万円
栃木県内	営業用店舗1カ所	建物	1 百万円
栃木県内	営業用店舗1カ所	土地・建物	42 百万円
栃木県内	営業用店舗1カ所	土地・建物・その他の有形固定資産	61 百万円
合計	—	—	114 百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

営業キャッシュ・フローの低下及び店舗移転・統廃合の決定等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額114百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価等を基準に土地の形状等に応じた価額の調整を行い評価した額又は不動産鑑定評価基準に準じた方法により算出した評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	109,608	—	—	109,608	
合計	109,608	—	—	109,608	
自己株式					
普通株式	5,942	0	467	5,475	(注)1, 2, 3
合計	5,942	0	467	5,475	

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求0千株によるものであります。
2. 自己株式の株式数の減少は、株式給付信託 (BBT) の権利行使に伴う減少467千株によるものであります。
3. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式給付信託 (BBT) が所有する当行株式960千株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	367百万円	3.5円	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	1,261百万円	12.0円	2025年9月30日	2025年12月10日
合計		1,628百万円			

- (注) 1 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式に対する配当金4百万円が含まれております。
- 2 2025年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式に対する配当金11百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,471百万円	利益剰余金	14.0円	2026年3月31日	2026年6月26日

- (注) 2026年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式に対する配当金13百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等（以下「当行グループ」という）は、銀行業務を中心に事業を行っております。これら業務を行うため、主な営業基盤である栃木県内を中心とした個人預金及び法人預金等によって資金調達を行っております。より多くのお客様から預金をお預かりし、預金の小口分散化を進めることによる安定した資金調達を基本方針としております。

資金運用については、地域経済の発展と豊かな社会作りのため、住宅ローンを中心として個人ローンや地元中小企業及び個人事業主等の育成・支援という地域金融機関としての公共的使命のもと、お客様の幅広い資金ニーズに対応した融資により行っております。徹底したリテール戦略による底辺拡大を行い、将来にわたる融資基盤造りを行うことを基本方針としております。有価証券運用については、国債・政府保証債・公共債のほか投資信託等も含め、安定運用を基本スタンスとした運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の個人、事業先に対する貸付金であり、信用供与先の財務内容の悪化等により債務履行能力に問題が生じ、資産の価値が減少ないし消滅する信用リスクに晒されております。また、一部の連結される子会社及び子法人等においては、国内の法人向けにリース債権を保有しており、これについても信用リスクに晒されております。

有価証券は、債券を中心として株式、投資信託等を純投資目的や事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券については、売買目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利や市場価格の変動により資産の価値が変動し損失を蒙るリスクに晒されております。また、外国為替取引に伴う外貨建ての資産については、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外国為替取引にかかる為替先物予約取引を行っており、為替の変動リスクに晒されております。また、貸出金の信用リスクを削減するために、クレジット・デリバティブ取引を行っております。

負債である預金については、一定の環境の下で支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、「リスク管理基本規程」及び「信用リスク管理規程」の他、信用リスクに関する諸規程に基づき、審査部、個人ローン審査室が個別債務者・案件に対し、与信審査、与信限度額の設定、与信情報管理、保証や担保の設定を管理し、資産査定室が内部格付等の審査・管理を行うことで、個別債務者の信用リスクを管理するとともに、管理部と連携して問題債権への対応を行う体制を整備し、随時、取締役会、経営会議にて審議、報告を行っております。

また、有価証券の発行体の信用リスクについては、資金運用部が、定期的に外部格付等の信用情報や時価の把握を行うことで管理しております。

さらに、リスク統括部が、業種集中や大口集中等のモニタリングを定期的に行って信用リスクの分散を図り、モニタリングの結果は定期的に取り締役会、ALM委員会に報告しております。

これらの信用リスク管理の状況については、随時、監査部がチェックしております。

②市場リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理基本規程」及び「市場リスク管理規程」に基づき、市場リスクを適切にコントロールするために、当行の体力に見合った市場リスクの限度額を定めており、資金運用部等の業務執行部門において、市場リスク量が限度枠内に収まるように市場取引等の運用を行っているほか、リスク統括部が、当行全体の金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等を統括的にモニタリングして限度額の遵守状況等を監視し、その結果を定期的に取り締役会、ALM委員会に報告しております。

また、有価証券については、市場運用委員会を通じてリスクガバナンスの強化を図るとともに、適正なリスクテイク方針のもとでの安定収益の持続的な確保を目指した運用を行っております。さらに、当行の体力を勘案した保有限度額、評価損失絶対額及び損失限度額を定め、リスク統括部が日次で遵守状況をモニタリングしており、これに抵触した場合は、臨時の市場運用委員会を開催して対応を協議するなど、市場リスクに対する管理体制を整備しております。

外貨建ての資産については、「外国為替取引管理規程」において、資金ポジションの限度額を定めており、実需に応じてカバー取引を行っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達にかかる流動性リスクについては、資金運用部が、資金繰り表を作成・更新したうえ、リスク統括部に報告しているほか、「危機管理計画」により、平常時、注視時、懸念時、危機時の流動性準備額を定め、これを上回る流動性資産を保有していることを常時管理しております。

④市場リスクにかかる定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」であります。当行グループでは、これらを含む原則全ての金融商品について、市場リスクに関する定量的分析を行っており、市場リスクの内部管理にVaRを利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（信頼区間99%、観測期間240営業日）を採用しております。算定に使用している保有期間は商品区分により異なっており、「有価証券」のうち政策投資株式は180日、「貸出金」及び「有価証券」のうちの仕組貸出及び仕組債は90日、それ以外の金融商品については62.5日としております。なお、非上場株式については簿価を時価とみなし、時価がTOPIXに連動するものと仮定して算定しております。

2026年3月31日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失の推計値）は、全体で16,362百万円であります。

なお、当行グループでは、「貸出金」、「有価証券」、「預金」について、リスク計測モデルが算出する日々のVaRの値と実際の損益を比較し、損失がVaRを上回った回数によりモデルの有効性を検証するバックテストを定期的の実施しております。バックテストの結果、実際の損失が日々のVaRの値を超えた回数を踏まえ、2026年3月31日現在の補正した市場リスク量は18,019百万円です。

但し、VaRは過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

連結貸借対照表における重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券 その他有価証券	415,060	415,060	-
(2) 貸出金 貸倒引当金（*）	2,452,258 △ 10,843		
	2,441,414	2,390,141	△ 51,273
資産計	2,856,475	2,805,202	△ 51,273
(1) 預金	3,171,026	3,170,307	△ 719
(2) 譲渡性預金	800	800	-
(3) 借入金	45,808	45,801	△ 6
負債計	3,217,634	3,216,908	△ 725

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1) (*2)	716
組合出資金(*3)	4,545

(*1) 非上場株式については「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理は該当ありません。

(*3) 組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	427,458	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち	61,683	221,033	53,181	31,621	2,939	23,733
満期があるもの						
うち 国債	42,767	180,277	16,916	7,503	—	23,551
地方債	3,080	11,820	22,993	21,959	2,191	182
社債	13,614	21,571	11,330	207	651	—
その他	2,221	7,364	1,941	1,950	96	—
貸出金(*)	377,883	187,214	297,110	190,968	265,685	924,247
合計	867,026	408,248	350,292	222,589	268,624	947,980

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない48,393百万円、期間の定めのないもの160,756百万円は含めておりません。

(注3) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内
預金(*)	3,031,240	102,304	35,352	178	1,950
譲渡性預金	800	—	—	—	—
借入金	45,303	499	5	—	—
合計	3,077,344	102,803	35,357	178	1,950

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他有価証券				
国債・地方債等	271,016	67,055	-	338,072
社債	-	22,660	19,885	42,546
株式	10,252	-	-	10,252
その他	3,696	20,493	-	24,189
資産計	284,965	110,209	19,885	415,060

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	-	-	2,390,141	2,390,141
資産計	-	-	2,390,141	2,390,141
預金	-	-	3,170,307	3,170,307
譲渡性預金	-	-	800	800
借入金	-	44,929	872	45,801
負債計	-	44,929	3,171,979	3,216,908

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に関するインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に、地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、日本円0IS、スワップレート、倒産確率、倒産時の損失率が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3に分類しております。

なお、私募債は、元利金等を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率における重要なインプットが観測不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、時価の算出にあたっては、観察できないインプットによる影響が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、市場金利に流動性リスクやマーケット動向等を反映させた割引率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、時価の算出に当たっては、割引率等における観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2026年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	倒産確率	0.057%-7.750%	0.1293%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2026年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	23,293	△ 36	△ 51	△ 3,319	-	-	19,885	-

(*) 連結株主資本等変動計算書の「その他有価証券評価差額金」の「株主資本以外の項目の当期変動額（純額）」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、時価算定を行う市場部門を中心に時価の算定に関する方針及び手続きを定めております。これに沿って、市場部門のバックオフィス等が時価を算定しております。算定された時価はバックオフィス等で、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響の説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率は、実績値の過去平均を基準として線形性を考慮した補正を行っております。一般に、倒産確率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)
該当事項はありません。
3. その他有価証券 (2026年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	8,705	4,153	4,551
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	7,975	7,240	735
	外国証券	-	-	-
	その他の証券	7,975	7,240	735
	小計	16,681	11,394	5,287
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,546	1,655	△ 109
	債券	380,618	395,464	△ 14,845
	国債	271,016	279,786	△ 8,770
	地方債	62,227	66,988	△ 4,761
	社債	47,374	48,688	△ 1,313
	その他	16,214	16,800	△ 585
	外国証券	7,829	8,000	△ 170
	その他の証券	8,384	8,800	△ 415
	小計	398,379	413,920	△ 15,541
合計		415,060	425,314	△ 10,254

※金利リスク低減を目的とする金利スワップによる繰延ヘッジ損益 (税効果会計適用前) は、5,425百万円あり、その他有価証券評価差額金との合計は△4,828百万円です。

4. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	867	473	37
債券	84,337	38	2,128
国債	84,337	38	2,128
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	12,364	298	130
外国証券	-	-	-
その他の証券	12,364	298	130
合計	97,569	809	2,296

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (市場価格のない株式及び組合出資金を除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当連結会計年度における減損処理額は、36百万円 (うち、社債36百万円) であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の有価証券の銘柄について当連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、30%以上50%未満下落した銘柄については、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。なお、資産の自己査定における有価証券の発行会社が破綻懸念先以下の場合には時価が取得原価に比べ下落した有価証券について減損処理を実施しております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (2026年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対 照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
	(百万円)	(百万円)	(百万円)		
その他の金銭の 信託	463	463	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 百万円)

区分	当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
経常収益	54,551
うち 資金運用収益	36,471
うち 役務取引等収益	11,314
預金・貸出業務	2,603
為替業務	1,485
証券関連業務	97
代理業務	776
※1 金融商品取引業務	2,035
その他(投資信託関連手数料等)	4,316
うち その他業務収益	990
※2 商品有価証券売買益	683
国債等債券売却益	38
その他	268
うち その他経常収益	5,775
償却債権取立益	159
株式等売却益	771
※3 その他	4,844

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

なお、以下の※1から※3の連結される子会社及び子法人等の収益以外は、主として当行グループの銀行業務から発生した収益であります。

- ※1 金融商品取引業務に係る収益は、とちぎんT T証券株式会社の「金融商品取引業」から発生しております。
- ※2 商品有価証券売買益は、主にとちぎんT T証券株式会社の「金融商品取引業」から発生しております。
- ※3 その他の収益は、主に株式会社とちぎんリーシングの「リース業」及び株式会社とちぎんカード・サービスの「カード業」から発生しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 会計方針に関する事項 (14) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しているため、省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位: 百万円)

	当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	843
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	797
契約負債 (期首残高)	300
契約負債 (期末残高)	262

契約負債は、主に、貸金庫手数料、私募債の期中事務管理手数料及びカード年会費に関する前受収益であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、224百万円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行及び連結される子会社及び子法人等では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
2027年3月期	38
2028年3月期	27
2029年3月期	16
2030年3月期	9
2031年3月期	1
2032年3月期	0
2033年3月期	-
2034年3月期	-
合計	94

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,567 円 66 銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	79 円 71 銭

(注) 当行は、株式給付信託(BBT)を導入しております。

※1 1株当たり純資産額の算定において、当該信託に残存する当行株式を当期末の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。
なお、控除する自己株式に含めた当該株式数は当連結会計年度末960千株であります。

※2 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定において、当該信託に残存する当行株式を普通株式の期中平均株式数の計算で控除する自己株式に含めております。
なお、控除する自己株式に含めた当該株式の期中平均株式数は当連結会計年度1,102千株であります。